

# 昇降機等に係る定期検査の改正のお知らせ

(平成28年国土交通省告示第1179号)

平成20年国土交通省告示第283号が一部改正され定期検査報告における検査及び定期点検における点検項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表が、平成29年4月1日以降検査分から改正後の基準で判定し新様式での提出となります。

## 改正の概要

近年発生した昇降機の事故等を踏まえ定期検査における項目、事項、方法及び結果の判定基準は平成20年国土交通省告示第283号にて改正されました。

(昇降機は、建築基準法第12条により専門の資格を持った検査者により年1回の定期検査を実施し、その結果を特定行政庁へ報告するように義務付けられています。)

機械室ありロープ式エレベーターの例

## 新たに追加された検査項目

### ① 電動機主回路用及びブレーキ用接触器の接点の状況

電動機主回路用接触器の主接点及びブレーキ用接触器の接点に溶着・接触不良等が生じた場合は、かごを正しく制御することができず、戸開走行事故等の重大な事故に繋がる恐れがありますので接点の状況を確認します。また、それぞれがフェールセーフ設計でない場合は「交換基準※1」で交換します。

### ② 綱車の摩耗

綱車に摩耗差があると特定の主索・溝の摩耗が促進され、主索の破断に至る恐れがあり、「複数ある主索の出張りに著しい差の無いこと」「著しい摩耗のないこと」を確認します。

### ③ 電磁ブレーキのプランジャストローク

検査対象エレベーター・エスカレーターは製造会社が公表した方法により電磁ブレーキのプランジャストロークを測定し確認します。

### ④ 主索及び調速機ロープの状況

主索及び調速機ロープそれぞれの「径の状況」「錆び及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆に見える部分等」について確認します。

### ⑤ 非常止め装置の作動状況

かご及び釣合おもり非常止め装置、それぞれの作動状況を確認します。

### ⑥ 緩衝器及び緩衝材の作動状況等

緩衝器及び緩衝材は「型式」「劣化の状況」を確認します。油入緩衝器は加えて「作動の状況」「油量の状況」を確認します。

### ⑦ エスカレーター機械室の汚損状況

「汚損の状況」を目視により確認し、エスカレーター機械室での火災の発生及び他の機器の作動に影響を及ぼす事態を避けます。

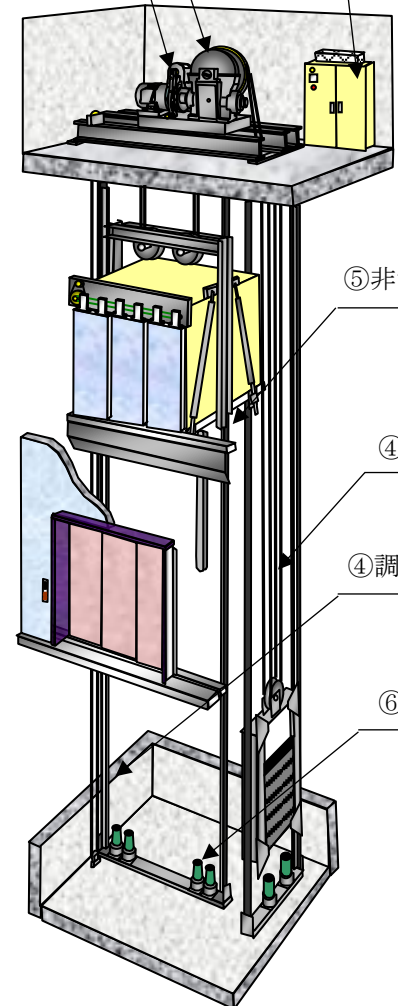
### ⑧ エスカレーターの駆動鎖の張り等の状況

駆動鎖の健全なことの確認徹底させるため、「駆動鎖の張りの状況」「駆動鎖の伸びの状況」「駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれの測定及び給油の状況等」を確認します。

### ① 電動機主回路・ブレーキ用接触器

### ② 綱車

### ③ 電磁ブレーキ



### ⑤ 非常止め装置

### ④ 主索

### ④ 調速機ロープ

### ⑥ 緩衝器

※1 ロープ式・油圧式共に50万回



横浜エレベータ株式会社

告示の改正により、横浜エレベータ㈱（製造会社）が指定する基準で検査を判定する項目が追加され判定結果が「要是正」判定の時は、修理又は部品の交換が必要な状態であり、所有者様はご契約中の保守会社にご相談下さい。

### 修理又は部品の交換が必要となる事例

エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機 対象

#### ① 電動機主回路用及びブレーキ用接触器の接点の状況

電動機主回路用及びブレーキ用接触器の接点の状況を判定します。又フェールセーフ設計\*の有無を判定し、フェールセーフ設計でない場合には横浜エレベータ㈱（製造会社）が指定する接触器の交換基準に従って交換されているかを判定します。

※フェールセーフ設計：それぞれの接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状況等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいう。

#### 接触器交換基準

※代表的な接触器の例

部品名	接触器名称	交換基準（※1）
主電源遮断用電磁接触器	V F、U、D	50万回
	C 3、C 30、C 31、 C 32	50万回
ブレーキ電源遮断用電磁接触器	B R、B R P、T、G	50万回

（※1）対象となる接触器及び継電器の累積接点開閉回数を確認します。制御盤にカウンタが設けられていない場合は、一定期間の計測により年間開閉回数を推測する手法で構いません。一定期間の累積接点開閉回数は市販のカウンタ（例 オムロン製 H7EC-N、H7EC-NFV）等を用いることにより計測が可能です。

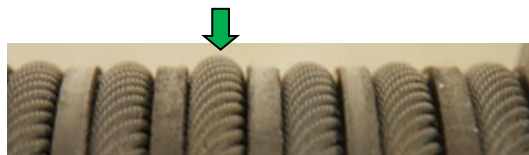
エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機 対象

#### ① 綱車の摩耗

それぞれの主索の出張りに段差が生じていないかを判定します。綱車を交換する場合は、主索を同時に交換する必要があります。

#### 綱車の摩耗の状況

著しい摩耗のないこと及び複数ある主索の出張りに著しい差のないこと。



#### ② 调速機ロープの状況

主索だけに適用される基準でしたが、调速機ロープにも、径の状況、錆び及び錆びた摩耗粉による谷部が赤錆色に見える部分等について判定します。

#### エスカレーター対象

#### ① 駆動鎖の状況

横浜エレベータ㈱（製造会社）が指定する交換基準に従って、駆動鎖の張り、伸び、給油等の状況を判定します。

#### ② 駆動スプロケットと従動スプロケットとの芯ずれについて

駆動スプロケットと従動スプロケットとの芯ずれの測定、又はスプロケットの歯面を目視により判定します。

#### その他

検査方法、判定基準を解説する「定期検査業務基準書」の改訂により、これまでの判定と異なる検査項目があります。

#### ① 交差部可動警告板について

取付けに不備がある又は破損している場合は「要是正」判定となり、交換が必要となります。

#### ② 安全設備について

（転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵）

取付けに不備がある又は柵等が破損している場合は「要是正」判定となり、交換が必要となります。